

様式第4号（第11条関係）

基 第 5 7 5 号
平成26年7月14日

第9区長

内山 正光 様

基山町長 小森 純一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成26年6月27日に提案のあった、中央公園の東南のカーブミラー設置要望につきましては、まちづくり推進課で要望箇所の確認をしました。提案のとおり、秋光側から県道基山平等寺筑紫野線への進入は、街路樹等が覆い茂っているため自動車等の通行の有無の確認の障害となっていることを確認しましたので、鳥栖土木事務所に街路樹の剪定を依頼したところ、平成26年7月11日に該当箇所の剪定をしていただきました。剪定作業終了後、要望箇所を再度確認したところ、車の通行の有無を充分確認でき、安全に進入することができるようになったため、カーブミラーの設置は見送らせていただきます。

2 取扱いの理由

街路樹の伐採により、県道基山平等寺筑紫野線を走行する自動車等の確認ができるようになり、運転者の安全性が確保できると判断しました。